

北海道学生弓道大会規約（二〇二二年六月改正）

第一章 総則

（目的）

第一条 この規約は、北海道学生弓道大会の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（構成）

第二条 北海道学生弓道大会は、次の大会より成る。

- 一、全道学生弓道選手権大会
- 二、全道学生弓道争覇戦
- 三、全道学生弓道新人戦
- 四、その他

（参加資格）

第三条 各大会は北海道学生弓道連盟に所属し、各大会に登録した各加盟団体がその参加資格を有する。

第二章 組織

（組織）

第四条 各大会は次の組織を置く。

- 一、大会運営委員会
- 二、主将会議

（大会運営委員会）

第五条 大会運営委員会は、大会委員長が組織する。

- 二 大会運営委員会は大会の運営を行うのに必要な実施要項を作成し、連盟委員長の承認を受けるものとする。

（主将会議）

第六条 主将会議は、原則として各大会参加加盟団体の主将をもって構成する。

- 二 主将会議は、大会委員長が各大会に先立って招集する。
- 三 各大会は、主将会議の決定に従い行う。

第三章 役員

（役員）

第七条 各大会は原則として次の役員を置く。

- 一、大会会長 一名
- 二、大会副会長 若干名
- 三、大会顧問 若干名
- 四、大会参与 若干名
- 五、大会審査員 若干名
- 六、大会委員長 一名
- 七、大会副委員長 若干名
- 八、大会総務 一名
- 九、大会会計 一名
- 一〇、大会審判長 一名

（役員選出）

第八条 大会会長、大会副会長、大会顧問、大会参与、大会審査員は、連盟本部又は大会運営委員会が委嘱する。

- 二 大会委員長は連盟規約第三六条による。
- 三 大会副委員長、大会総務、大会会計、大会審判長は大会委員長が任命する。

（役員任務）

第九条 大会会長は本連盟の会長が兼任する。

- 二 副会長は会長が事故あるときはこれを代行する。
- 三 顧問・参与は大会運営の円滑化のための助力にあたる。
- 四 大会審査員は各大会の審査にあたる。
- 五 大会委員長は大会運営委員会を代表し、大会運営を統括する。
- 六 大会副委員長は大会委員長を補佐し、事故あるときはこれを代行する。
- 七 大会総務は大会運営業務を統括する。
- 八 大会会計は各大会経理を統括する。
- 九 大会審判長は各大会の審判業務を統括する。

第四章 会 計

(経 理)

第一〇条 各大会の経理は、大会会計が行う。

(予算・決算)

第一条 各大会運営委員会は、予算案・決算案を連盟本部に提出し、その指導に従う。

(経 費)

第二二条 各大会の経費は、次の収入をもって充てる。

一、連盟の補助金

二、寄付金・その他

(大会参加費)

第二三条 大会参加費は、連盟委員会において決定し、大会参加申し込みと同時に連盟に納入することを原則とする。

第五章 表 彰

(各大会の表彰)

第一四条 各大会団体戦において上位三団体（ただし争覇戦二部以下においては各部優勝団体）を賞状をもって表彰する。各大会優勝団体には、優勝杯を授与し表彰する。

二 各大会個人戦において上位五名（女子個人戦においては上位三名）を賞状をもって表彰する。

三 各大会には射道優秀賞を設ける。ただし、その審査には大会審査員があたるものとする。

第六章 審判規定

(審判規定)

第一五条 審判は、次の規定に従い行う。

一、各大会に大会審判員をおく。

二、審判員には、射場審判員と的前審判員を置く。

三、審判員は、本連盟の競技規定に基づかなければならない。

四、審判員の裁定には、必ず服さなければならぬ。ただし、

第二十四条に関してはこの限りではない。

(失格規定)

第一六条 失格は次の規定に従う。

一、次の各項に該当するチーム又は個人は失格とする。

(イ) 審判員の裁定に服さない者

(ロ) 正当な理由なくして指定の時刻に出場しない者

(ハ) 競技及びその進行・会場整理等を妨害し支障を与えた者

(三) その他競技規則に反した者

二、失格の内容は連盟役員・大会役員の協議により決定する。

(的中規定)

第一七条 的中は、次の規定に従う。

一、次の事項に該当する矢は中りとする。

(イ) 的輪内での枠に入っている場合。ただし矢が折れたり、箭の飛んだ場合、又は矢の一部が椋内に接触している場合でも中りとする。

(ロ) 矢が的を射抜いて安土に深く入り、的面に見えていない場合

(ハ) 的枠の合わせに入っている場合

(三) 矢筈(的輪の外側)にずれかあるかは問わない)を射

て中っている場合

(ホ) 矢が中つて的が転落したが、矢は的についている場合

(ヘ) 的枠の内側から外に射抜いている場合(ただし的枠が破損した場合は外れとする)

二、次の事項に該当する矢は外れとする。

(イ) 候串に中っている場合

(ロ) 矢が掃いてから中っている場合

(ハ) 中り矢が的又は枠に当り、飛び返った場合

(三) 矢が中つて的が転落し、矢が的から離れている場合

(ホ) 的枠の外からの射抜いている場合

(ヘ) 矢の筈を射て外れている場合

(的中判断)

第一八条 第一七条の的中規定に当たらない場合は、審判が的中判断を下す。

第七章 競技規定

第一節 総則

(弓具)

第一九条 本連盟の主催する全ての競技は日本弓をもってこれを行う。

(出場資格)

第二〇条 参加者の出場資格は、本連盟加盟団体の構成員で、本連盟及び

全日本学生弓道連盟に登録するものに限る。

二 参加者の出場資格は、当該大学通常在籍期間中とし、留年により通常在籍期間を超える者の出場資格はこれを認めない。ただし、休学はその限りではない。

三 学士入学者の出場は、これを認める。

(出場選手登録)

第二一条 出場選手登録は、原則一週間前迄に、選手名、立順、控え選手名を大会運営委員会に提出しなければならない。但し、前日の主将会議で、選手変更、立ち順変更、控え選手変更を認める。

(選手交代)

第二二条 選手交代・立順の変更は、各大会の規定による。

(公式記録)

第二三条 各大会には公式記録員をおく。

二 看的係は立が終わった際、矢を上げる以前に公式記録との照合を行わなければならない。

(異議申し立て)

第二四条 競技運営に関する異議申し立ては、各加盟団体の責任者のみが大会役員又は連盟役員に対して行うことができる。

二 看的及び公式記録に対する抗議は、矢を上げる以前に行わなければならないとする。

(標的)

第二五条 本連盟主催の全ての大会においては、枠の深さは九センチメートル以上の、直径三六センチメートル(尺二的)の星的を使用

する。又、射詰競射に用いる八寸小的は直径二四センチメートルとする。

(標的の位置)

第二六条 標的の位置は、その中心が地上二七センチメートルとする。又、射位からの面までの距離は二八メートルとする。

(無効)

第二七条 打ち起こしを開始した後は、引きなおしを許さない。

(決中)

第二八条 団体試合の際、的中同数の場合は、各射手一手をもって競射する。ただし、勝敗を決しない場合は、各射手一本ずつの競射を行い、勝敗を決するまで続行する。

二 個人戦の際、的中数及び的中率が同じ場合は、優勝決定戦は射詰によって、二位以下の決定戦は遠近によって順位を決定する。

射詰六射目より八寸小的を使用する。

(制限時間)

第二九条 団体戦の立には、原則として制限時間を設ける。

一、制限時間は各大会の実施要項による。

二、決中及び入替戦では制限時間を設けない。

三、各大会には時計係を置き、立の所要時間の計測を行う。

四、弦切れの場合は、その本数にかかわらず一分間延長とする。ただし、四射目の弦切れは延長の対象とならない。

五、制限時間を超えた場合の的中は、団体戦の的中としては無効、個人戦の的中としては有効とする。

第二節 全道学生弓道選手権大会

(開催時期)

第三〇条 全道学生弓道選手権大会は、年一回、原則として七月上旬に行う。

(大会形式)

第三一条 本大会には、男子団体選手権、女子団体選手権、個人選手権を設ける。

(男子団体選手権)

第三二条 男子団体選手権は、予選と決勝トーナメントから成る。

二 出場チームは、一加盟団体二チームまでとする。

三 参加選手は一チーム五名とし、個人戦登録者に限る。

四 参加者少数の大学でも団体として出場できる。

五 選手交代及び立順変更は予選終了時のみ認める。ただし、同一加盟団体二チーム間における選手の交代は認めない。

(男子団体選手権予選)

第三三条 男子団体選手権予選は、次の競技方法による。

一、射数は各自八射とし、一射手一立二手まで射ることを原則とする。

二、的中数により上位十二チームを予選通過とする。同中の場合は、第二八条を適用する。

三、以上の規定で開催が困難である場合は、実施要項によるものとする。

(男子団体選手権決勝トーナメント)

第三四条 男子団体選手権決勝トーナメントは、次の競技方法による。

一、射数は各自四射とし、各試合の勝敗は的中数により決定する。ただし、相手チームが棄権した場合には不戦勝とする。また同中の場合は第二八条を適用する。

二、決勝トーナメントの組み合わせは抽選により決定し、予選的中数上位二チーム及び同一加盟団体チームは別ブロックに入れる。同中のため上位二チームが決定できない場合は抽選により決定する。

(女子団体選手権)

第三五条 女子団体選手権は、予選と決勝トーナメントから成る。

二 出場チームは、一加盟団体二チームまでとし、選手権大会実施要項で別に定める。

三 参加選手は一チーム三名とし、個人戦登録者に限る。

四 参加者少数の大学でも団体として出場できる。

五 選手交代及び立順変更は予選終了時のみ認める。ただし、同一加盟団体二チーム間における選手の交代は認めない。

(女子団体選手権予選)

第三六条 女子団体選手権予選は、次の競技方法による。

一、射数は各自八射とし、一射手一立二手まで射ることを原則とする。

二、的中数により上位十二チームを予選通過とする。同中の場合は、第二八条を適用する。

三、以上の規定で開催が困難である場合は、実施要項によるものとする。

(女子団体選手権決勝トーナメント)

第三七条 女子団体選手権決勝トーナメントは、次の競技方法による。

一、射数は各自四射とし、各試合の勝敗は的中数により決定する。ただし、相手チームが棄権した場合には不戦勝とする。また同中の場合は第二八条を適用する。

二、決勝トーナメントの組み合わせは抽選により決定し、予選的中数上位二チーム及び同一加盟団体チームは別ブロックに入れる。同中のため上位二チームが決定できない場合は抽選により決定する。

(個人選手権)

第三八条 個人選手権は、次の競技方法による。

一、出場者の人数制限については選手権大会実施要項で別に定める。

二、男子選手権は予選八射を行い六中以上を通過とし、決勝は射詰で行う。同中の場合は第二八条を適用する。

三、女子選手権は予選八射を行い五中以上を通過とし、決勝は射詰で行う。同中の場合は第二八条を適用する。

四、団体戦出場者は、団体予選八射をもって個人戦予選にあて

る。

五、射詰は、六射目より八寸小的を使用する。

六、以上の規定で開催が困難である場合は、実施要項によるものとする。

(選抜大会出場権)

第三九条 本大会の団体戦全ての的中率は、全国大学弓道選抜大会出場団体選考の資料となる。

第三節 全道学生弓道争覇戦

(開催時期)

第四〇条 全道学生弓道争覇戦は、年一回秋季に開催する。

(大会形式)

第四一条 本大会には、男子団体戦ならびに女子団体戦を設ける。

二 男子団体戦は、男子部員を有する本連盟加盟団体を一部・二部・

三部及び四部分け、各部内においてリーグ戦を行う。

三 女子団体戦は、女子部員を有する本連盟加盟団体を一部・二部・

三部及び四部分け、各部内においてリーグ戦を行う。

四 新加盟団体は四部に属するものとする。加盟団体が増えた場合にはこれを再構成することができる。

(男子団体戦)

第四二条 男子団体戦は、次の競技方法による。

一、出場選手は、一部・二部は一加盟団体四人立二立計八名、

三部は一加盟団体三人立二立計六名、四部は一加盟団体

四人立一立計四名とする。ただし、参加者少数の大学で

も団体として出場できる。

二、選手交代は各試合四射終了後随時行うことができる。一度

退いた者の再出場も認める。ただし、立順の変更・一度

退いた者の再出場は同一試合では認めない。

三、一試合の射数は一部・二部は各自一二射。以下のリーグは

参加校に応じた射数とし、一射手一立二手まで射ること

を原則とする。

四、各試合の勝敗は的中数により決定する。ただし相手団体が

棄権した場合は不戦勝とする。同中の場合は第二八条を

適用する。

(女子団体戦)

第四三条 女子団体戦は、次の競技方法による。

一、出場選手は、一チーム三名とし、一加盟団体一チームのみ

出場できる。ただし、参加者少数の大学でも団体として

出場できる。

(順位)

第四四条

各団体戦の順位は次のように決定する。

一、順位は勝率によりこれを決定する。ただし、勝率が同じ場

合は、総的中率によりこれを決定する。総的中率が同じ

場合は第二八条を適用する。

二、相手団体が棄権した場合は、その試合は総的中率に加算し

ない。また、入替戦・決中の成績はこれに加算しない。

(入替戦)

第四五条

入替戦は上部リーグ下位二校と下部リーグ上位二校との間で行

い、試合形式は上部リーグのそれによる。ただし、制限時間は

設けない。

(王座決定戦出場権)

第四六条

本大会の男子団体戦一部優勝団体に、全日本学生弓道王座決定

戦出場権を与える。

(女子王座決定戦出場権)

第四七条

本大会の女子団体戦一部優勝団体に、全日本学生弓道女子王座

決定戦出場権を与える。

(選抜大会出場権)

第四八条

本大会の団体戦全ての的中率は、全国大学弓道選抜大会出場団

体選考の資料となる。

二 全国大学弓道選抜大会の北海道代表校の選考は、次の規定によ

り行う。

一、前年度の全道学生弓道選手権大会の団体戦予選二回の総

的中数及び総規定射数、全道学生弓道争覇戦の団体戦的中数及び総規定射数の合計によりの中率計算を行い、的中率最上位の大学から順次、北海道代表候補とし、定例委員会において選考する。ただし、全道学生弓道選手権大会において二チームが参加した大学については、予選的中率の高い方のチームの成績のみを計算対象とする。同中決中の成績は計算の対象としない。

二、的中率同位の大学が複数ある場合は、全道学生弓道争覇戦における上位リーグ所属の大学を代表候補とする。当該校が同一リーグに所属する場合は当該リーグ内の順位の上位校を代表候補とする。

三、全国大学弓道選抜大会の北海道代表校は、全日本学生弓道連盟正加盟校であることを要しない。

(男子個人成績)

第四九条 男子個人成績は全試合行程を行射した者を対象とする。

(女子個人成績)

第五〇条 女子個人成績は全試合行程を行射した者を対象とする。

(個人成績の順位)

第五一条 個人成績の順位は、的中率によって決定する。同中の場合は、第二八条を適用する。ただし、入替戦・決中の成績はこれに加算しない。

(東西対抗)

第五二条 本大会の男子個人成績は、東西学生弓道選抜対抗試合選手選考の資料となる。ただし、全日本学生弓道連盟正加盟校のみを対象とする。

(女子東西対抗)

第五三条 本大会の女子個人成績は、女子東西学生弓道選抜対抗試合選手選考の資料となる。ただし、全日本学生弓道連盟正加盟校のみを対象とする。

第四節 全道学生弓道新人戦

(開催時期)

第五四条 全道学生弓道新人戦は、年一回秋季に行う。

(出場資格)

第五五条 選手の出場資格は、原則として連盟登録二年目までの者とする。

(出場選手)

第五六条 団体戦出場選手は、一チーム五名までとし、一加盟団体一チームのみ出場できる。ただし、参加者少数の大学でも団体として参加できる。補欠選手の制限は設けない。選手交代立順変更は、四射終了後随時認める。ただし、一度交代した選手の再出場は認めない。

(射数)

第五七条 射数は各自十二射とし、一射手一立二手まで射るものとする。

(順位)

第五八条 順位は、総的中数により決定する。同中の場合は第二八条を適用する。

(個人戦)

第五九条 個人戦は、団体戦出場選手をもって行い、順位は的中数により決定する。同中の場合は第二八条を適用する。

第八章 附則

(規約の改正)

第六〇条 本規約の改正を必要とする場合は、連盟委員会において連盟委員総数の三分の二以上の議決によるものとする。ただし、第七章第二節及び第三節における女子に関する規定については、女子部委員会において女子部委員総数の三分の二以上の議決によるものとする。

(細則)

第六一条 本連盟の主催する新たな大会を行うのに必要な諸規定は、連盟委員会の決定する細則によりこれを行う。

一九七一年 四月 制定 (連盟規約より大会規約を分離)

一九七一年 六月 改正

一九七二年	四月	改	正
(この間の改正有無不明)			
二〇〇九年	十二月	改	正(第二一、四二条)
二〇一〇年	十二月	改	正(第四八条)
二〇一七年	十二月	改	正(第一七条)
二〇二一年	六月	改	正(第二一、三三、三六、三八条)